

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

東京都教職員研修センター処務規則（平成13年東京都教育委員会規則第6号）の一部を以下のとおり改正する。

1 改正理由

- (1) 令和7年6月18日付けで「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号）が公布され、学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正により、「主務教諭」の職の創設が行われることとなった。これを踏まえ、所要の改正を行う。
- (2) 平成14年度に、講師認定事業は、専門性の高い教員を講師として認定し、校内研修の支援や教員の資質・能力向上を目的として設置したが、この間、指導教諭の設置や指導主事の訪問支援等の仕組みが整備されたことから、所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 第3条の表 企画部の部総務課の項第6号中「、主務教諭」を加える。
- (2) 同部企画課の項第4号中「及び認定講師」を削除する。
- (3) 同表研修部の部教育経営課の項第4号中「主任教諭」を「主務教諭」に改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

4 その他

本案決定後、知事に公報登載を依頼する。

第十六号議案

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則の制定について
東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和八年二月十九日

東京都教育委員会

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都教職員研修センター処務規則の一部を改正する規則

東京都教職員研修センター処務規則（平成十三年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表企画部の部総務課の項第六号中「指導教諭」の下に「、主務教諭」を加え、同部企画課の項第四号中「及び認定講師」を削り、同表研修部の部教育経営課の項第四号中「主任教諭」を「主務教諭」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の改正及び講師認定事業の終了に伴い、規定整備を行う必要がある。

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （分掌事務）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>企画部 総務課</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>六 東京都教育委員会の任命に係る職員（教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。）を除いた者をいう。）の研修の企画及び実施に関すること。</p> <p>七及び八（現行のとおり）</p> <p>企画課</p> <p>一から三まで（現行のとおり）</p> <p>四 認定研修団体に関すること。</p> <p>五及び六（現行のとおり）</p> <p>研修部 教育経営課</p> <p>一から三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条及び第二条（略） （分掌事務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>企画部 総務課</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 東京都教育委員会の任命に係る職員（教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。）を除いた者をいう。）の研修の企画及び実施に関すること。</p> <p>七及び八（略）</p> <p>企画課</p> <p>一から三まで（略）</p> <p>四 認定研修団体及び認定講師に関すること。</p> <p>五及び六（略）</p> <p>研修部 教育経営課</p> <p>一から三まで（略）</p>

四 主幹教諭、指導教諭、主務教諭及び教育職員の主任の研修に
関すること。

五から七まで (現行のとおり)

授業力向上課から教育開発課まで (現行のとおり)

第四条から第十一条まで (現行のとおり)

四 主幹教諭、指導教諭、主任教諭及び教育職員の主任の研修に
関すること。

五から七まで (略)

授業力向上課から教育開発課まで (略)

第四条から第十一条まで (略)